

資料 2 - 7 - 4

平成 28 年度 第 2 回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

「思川開発事業の検証に係る検討に関する
意見聴取(協議)」に対する関係地方公共団体
の長、及び関係利水者の回答

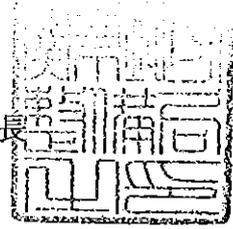
平成28年7月14日

国土交通省 関東地方整備局
独立行政法人 水資源機構

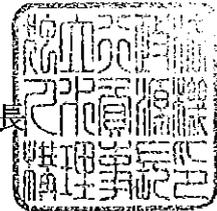
国関整河計第24号
28ダ設第40号
平成28年6月22日

茨城県知事 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

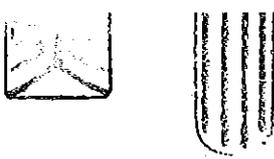
国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ 御意見の回答・お問い合わせ先

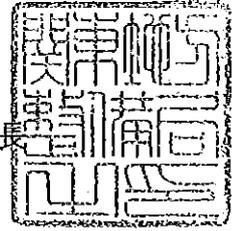
関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小渕 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）



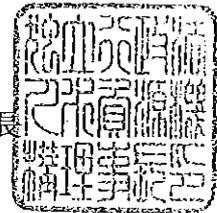
国関整河計第24号
28ダ設第40号
平成28年6月22日

栃木県知事 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小渕 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

国関整河計第24号
28ダ設第40号
平成28年6月22日

群馬県知事 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ 御意見の回答・お問い合わせ先

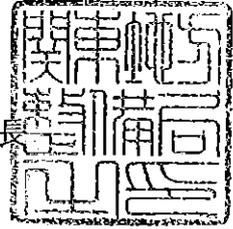
関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小渕 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）



国関整河計第24号
28ダ設第40号
平成28年6月22日

埼玉県知事 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

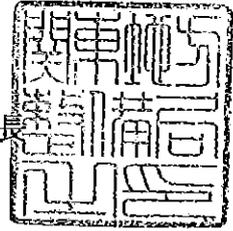
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小淵 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

国関整河計第24号
28ダ設第40号
平成28年6月22日

千葉県知事 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

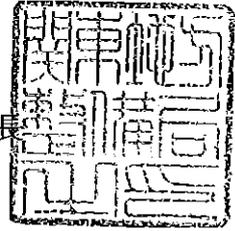
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小渕 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

国関整河計第24号
28ダ設第40号
平成28年6月22日

東京都知事 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

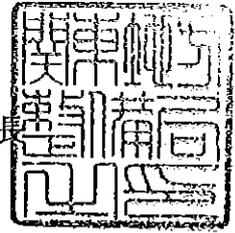
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小淵 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

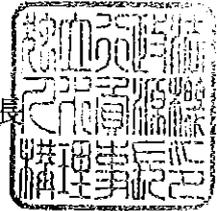
国 関 整 河 計 第 2 5 号
2 8 ダ 設 第 4 1 号
平 成 2 8 年 6 月 2 2 日

栃木県知事 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

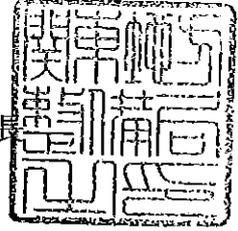
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小淵 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

国関整河計第25号
28ダ設第41号
平成28年6月22日

鹿沼市長 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3.1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

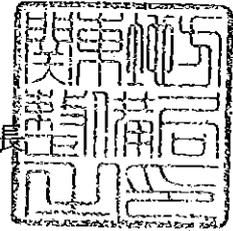
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小渕 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

国関整河計第25号
28ダ設第41号
平成28年6月22日

小山市長 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

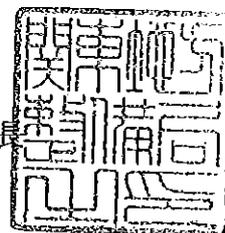
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小渕 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

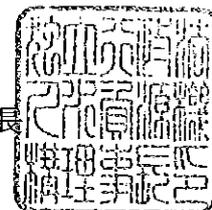
国関整河計第25号
28ダ設第41号
平成28年6月22日

古河市長 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

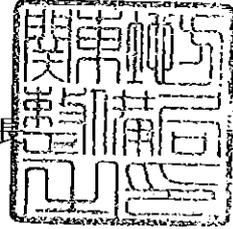
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小渕 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

国関整河計第25号
28ダ設第41号
平成28年6月22日

五霞町長 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

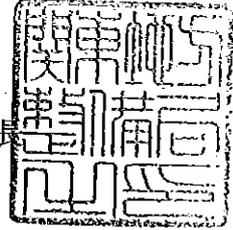
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小渕 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

国 関 整 河 計 第 2 5 号
2 8 ダ 設 第 4 1 号
平 成 2 8 年 6 月 2 2 日

埼玉県公営企業管理者 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

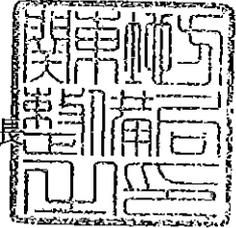
※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小淵 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

国関整河計第25号
28ダ設第41号
平成28年6月22日

北千葉広域水道企業団
企業長 様

国土交通省 関東地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに思川開発事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、パブリックコメントを行うとともに、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「思川開発事業の対応方針（原案）案」を記載した別添資料「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年7月4日までに、回答様式にて御提出頂くようお願い申し上げます。

※ 御意見の回答・お問い合わせ先

関東地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官 小淵 康正
水資源機構 ダム事業部 設計事業課 課長補佐 島本 重寿（提出先）

(回答様式)

(再評価)

【ダム事業】

<△△県>

事業名	△△県知事の意見
思川開発事業	

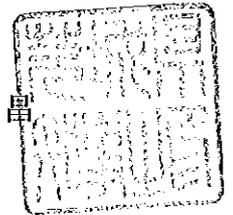


水 土 第 1 4 7 号
平 成 2 8 年 7 月 4 日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

独立行政法人 水資源機構理事長 殿

茨城県知事 橋 本



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成28年6月22日付け国関整河計第24号及び28ダ設第40号により
協議のあったこのことについて、別紙のとおり提出します。

【担当】

茨城県企画部水・土地計画課

電話 029-301-2625

E-mail mizuto2@pref.ibaraki.lg.jp



(再評価)

【ダム事業】

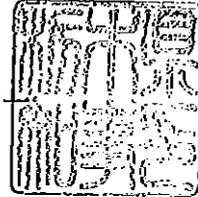
〈茨城県〉

事業名	茨城県知事の意見
思川開発事業	<p>本県では、古河市と五霞町が思川開発事業の完成を前提に暫定水利権を取得し、水道用水を取水しており、早期に事業を完成させて安定して取水ができるようになることを望んでいる。</p> <p>また、今年、利根川、鬼怒川等において6月から渇水による取水制限が実施され、取水制限の長期化やそれに伴う被害の発生が懸念されている。</p> <p>さらに、近年、気候変動の影響などにより、台風の大型化が懸念されるとともにゲリラ豪雨が頻繁していることに加え、本県においては、昨年9月に発生した関東・東北豪雨による鬼怒川堤防の決壊で甚大な被害が発生し、治水の重要性が改めて認識されたところである。</p> <p>以上のことから、思川開発事業は、利水・治水の両面から必要不可欠な事業と考えており、下記のとおり意見として回答する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「継続」することが妥当との対応方針（原案）案が示されたことは、当然の結果であり、国は一刻も早く事業を継続する対応方針を決定し、速やかに工事を再開すること 2 工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めること 3 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること

砂水第30号
平成28年 7月 1日

国土交通省 関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

栃木県知事 福田 富



「思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）」について（回答）

平成28年6月22日付け国関整河計第24号、28ダ設第40号にて関係地方公共団体の長の意見聴取協議のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

なお、河川法第16条の2に準じて行った関係市町長への意見聴取の結果については、別添のとおりです。



栃木県県土整備部砂防水資源課

TEL : 028-623-2565

FAX : 028-623-2456

Email : sabo-dam@pref.tochigi.lg.jp

【ダム事業】

<栃木県>

事業名	栃木県知事の意見
思川開発事業	<p>平成27年9月関東・東北豪雨により、栃木県内においては甚大な被害を受けた。</p> <p>思川開発事業は、利根川・思川の治水安全度の向上とともに、将来的に安定した都市用水の供給や、異常渇水時の緊急水の補給を含む流水の正常な機能の維持のために必要不可欠な事業である。</p> <p>よって、思川開発事業を継続するとの対応方針(原案)案は、妥当である。事業の実施にあたっては、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 速やかに事業を継続する対応方針を決定し、一刻も早く事業を完成させること。2 ダム建設に伴う生活関連事業についても、早期に完成させること。3 より一層のコスト縮減を図り、現行事業費内で完成させること。

宮政審第188号

平成28年6月30日

栃木県知事 様

宇都宮市長 佐藤 栄

(総合政策部政策審議室扱)



「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見について (回答)

日ごろから、本市の市政運営に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、平成28年6月23日付砂水第27号で依頼のありました標記の件につきまして、
別紙のとおり回答いたします。

宇都宮市 総合政策部 政策審議室

TEL 028-632-2117 / FAX 028-632-5422

(別紙)

市町名： 宇都宮市

(担当課) 政策審議室

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 028-632-2117

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

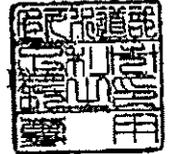
2. 意見あり

(意見)

足上上第96号
平成28年6月29日

栃木県知事 福田富一 様

足利市長 和泉



思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案に対する意見について（回答）

平成28年6月23日付、砂水第27号でご照会のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答しますのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案に対する意見について

足利市上下水道部上下水道総務課

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145

TEL 0284-20-2207

FAX 0284-21-2035

(別紙)

市町名：足利市
(担当課) 上下水道総務課
(担当者)
(TEL) 0284-20-2207

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

① 意見なし

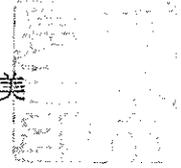
2. 意見あり

(意見)

栃市総政第39号
平成28年6月24日

栃木県知事 福田 富一様

栃木市長 鈴木 俊美



「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案に対する
意見について(回答)

平成28年6月23日付、砂水第27号で照会のありました標記の件につ
きまして、別紙のとおり回答いたします。

栃木市 総合政策部
総合政策課 XXXXXXXXXX
TEL : 0282-21-2301

(別紙)

市町名： 栃木市
(担当課) 総合政策課
(担当者) XXXXXXXXXX
(TEL) 0282-21-2301

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

本市においては、平成27年9月の関東・東北豪雨において、死者1名、床上浸水635戸、床下浸水1,990戸のほか、収穫を迎えた農作物の被害や中小企業の施設への被害など、個人の財産のみならず本市の経済活動に多大な影響を被った。

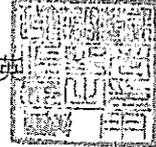
渡良瀬遊水地を抱える本市としては、近年、益々気象変動が激しさを増す中で、日頃から治水事業の大切さと必要性を認識しているところではあるが、昨年の被害により改めてその重要性を再認識したところである。

従って、本報告書において最も有利とされる思川開発事業に期待をすることである。

佐政調発第31号
平成28年6月28日

栃木県知事 福田 富一 様

佐野市長 岡部 正 英



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見につ
いて（回答）

平成28年6月23日付け砂水第27号にて照会のありました標記の件につ
いて、別紙のとおり回答いたします。

佐野市総合政策部
政策調整課
In 0283-20-3000

(別紙)

市町名： 佐野市

(担当課) 政策調整課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0283-20-3000

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

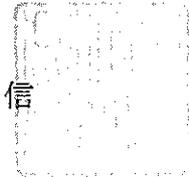
2. 意見あり

(意見)

総第140号
平成28年6月27日

栃木県知事 福田 富一様

鹿沼市長 佐藤 信



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する
意見について（回答）

平成28年6月23日付け砂水第27号で照会のありました標題の件について、別紙のとおり回答いたします。

〒322 - 8601

栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

鹿沼市総務部水資源対策課

Tel 0289 - 63 - 2263

Fax0289 - 63 - 2143

(別紙)

市町名： 鹿沼市

(担当課) 水資源対策課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0289 - 63 - 2263

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

② 意見あり

(意見)

(これまでの経緯と現状について)

- ・鹿沼市は、南摩ダムの建設予定地のため、昭和44年の調査開始以来、関係地域の住民は、大変な苦勞をしてきた。長年に渡り協議を重ね、苦渋の決断の末に、住民80世帯の移転がなされた。
- ・しかし、ダム検証が始まって以降、6年半の間、対応方針が決定されないため、本体工事のみならず、水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業は遅れており、地域住民は事業の先行きに不安を募らせている。
- ・また、昨年の関東・東北豪雨では、鹿沼市内でも甚大な被害が発生した。ダム予定地直下の南摩川においても大きな被害を受けており、安全な暮らしへの要望は高まっている。

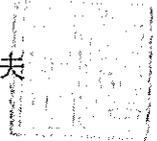
(要望)

- ・鹿沼市としては、「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」のとおり、早期に対応方針を決定し、速やかに事業を進めていただきたい。
- ・併せて、水源地域と取水導水地域における生活再建事業についても、確実な実施と早期完了を要望するとともに、住民及び鹿沼市が不利益を被ることのないよう、対応いただきたい。
- ・また、事業を進める際は、より一層のコスト削減に努めるとともに、工事現場周辺及び周辺道路の安全確保、騒音対策に努め、周辺住民の生活に対して配慮いただくよう、お願いしたい。

日政第48号
平成28年(2016年)6月29日

栃木県知事 福田 富 様

日光市長 斎藤 文夫



「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見について
(回答)

平成28年6月23日付け砂水第27号にて依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

日光市 総合政策部 総合政策課
TEL 0288-21-5131
Fax 0288-21-5109
Email : seisaku@city.nikko.lg.jp

(別紙)

市町名：日光市

(担当課) 総合政策課

(担当者)

(TEL) 0288-21-5131

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

① 意見なし

2. 意見あり

(意見)



小水第141号
平成28年6月30日

栃木県知事 福田 富一 様

小山市長 大久保 寿夫



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成28年6月23日付け砂水第27号により照会のありました表記の件につきまして
別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

市町名： 小山市

(担当課) 水道課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0285-24-7614

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

② 意見あり

(意見)

1. 小山市は現在、思川から 0.524 m³/s の水道用水を取水し、うち 0.114 m³/s は、暫定水利権です。総合評価において、ダム案が最も有利な案であると示されましたので、安定した取水量を確保できますよう早期に事業の再開をしていただきたい。
2. 一方、事業費につきましては、増額されることがないように、一層のコスト縮減に努めていただくことを要望します。
3. さらに、これまでの検証に伴う費用につきましては、利水者に負担を求めめるのではなく、国において負担していただくようお願いいたします。
4. 加えて、昨年9月の関東・東北豪雨において小山市は、史上最大の水害に見舞われました。小山市の中心を流れる思川の乙女水位観測地点においては、洪水は計画高水位を13時間連続して超え、ピーク時は計画高水位を1.21m 超える状況でした。堤防は奇跡的に破堤せず、大惨事は免れましたが、小山市では現在、国・県の協力を頂きながら「排水強化対策」を策定中です。二度とこの様な水害の起こることのない安全安心なまちづくりのため、小山市のこの「排水強化対策」に対する国のご支援をよろしくお願いいたします。



真企第54号

平成28年6月28日

栃木県知事 福田 富一 様

真岡市長 井田 隆



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について
（回答）

平成28年6月23日付け砂水第27号にて照会のありました標記の件について、別添の通り回答いたします。

真岡市総務部企画課

Tel 0285-83-8102

Fax 0285-83-5896

(別紙)

市町名： 真岡市
(担当課) 企画課
(担当者) XXXXXXXXXX
(TEL) 0285-83-8102

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

① 意見なし

2. 意見あり

(意見)

企第223号
平成28年6月30日

栃木県知事 福田 富一 様

さくら市長 人見 健 次



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成28年6月23日付砂水第27号で照会のありました件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

さくら市 企画政策課

TEL028-681-1113

(別紙)

市町名： さくら市
(担当課) 企画政策課
(担当者) XXXXXXXXXX
(TEL) 028-681-1113

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

① 意見なし

2. 意見あり

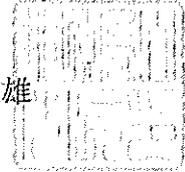
(意見)



那烏総政第50号
平成28年6月29日

栃木県知事 様

那須烏山市長 大谷 範雄



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について

平成28年6月23日付け砂水第27号で意見照会のありました件について、別紙のとおり報告します。

〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1

那須烏山市 総合政策課

TEL:0287-83-1112 FAX:0287-84-3788

e-mail:sohgohseisaku@city.nasukarasuyama.lg.jp

(別紙)

市町名：那須烏山市

(担当課) 総合政策課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0287-83-1112

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

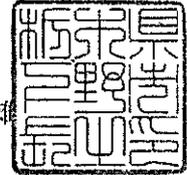
2. 意見あり

(意見)

下総政第54号
平成28年6月29日

栃木県知事 福田 富一 様

下野市長 広瀬 寿雄



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成28年6月23日付け砂水第27号で照会のあった件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

下野市役所総合政策部総合政策課



TEL : 0285-32-8886 FAX : 0285-32-8606

E-mail : sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp

(別紙)

市町名： 下野市

(担当課) 総合政策課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0285-32-8886

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

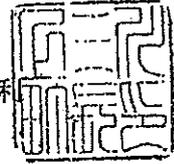
水道水を地下水に100%依存する本市においては、リスク分散の観点から、表流水による水源確保が必要であると考えます。
なお、事業実施に際しては、近年の異常な豪雨等に鑑み、治水等にも十分に配慮しつつ、より一層のコスト縮減に努めていただきたいと思います。



上企第94号
平成28年6月23日

栃木県知事 福田 富一様

上三川町長 星野 光利



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成28年6月23日付け、砂水第27号にて照会のあった標題の件については、別紙のとおり回答いたします。

上三川町 企画課 XXXXXXXXXX
TEL : 0285-56-9118 FAX : 0285-56-6868
E-mail : kikaku01@town.kaminokawa.tochigi.jp

(別紙)

市町名：上三川町

(担当課) 企画課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0285-56-9118

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

① 意見なし

2. 意見あり

(意見)

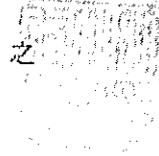


益建第 194 号

平成 28 年 6 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一 様

益子町長 大 塚 朋 之



「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」について (回答)

平成 28 年 6 月 23 日砂水第 27 号付けで通知のありました件につきまして、別紙のとおりご意見を申し上げます。

益子町産業建設部

TEL0285-72-8840

(別紙)

市町名：益子町

(担当課) 建設課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0285-72-8841

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

茂企第 81 号
平成28年6月24日

栃木県知事 福田 富一 様

茂木町長 古口 達也



「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見について(回答)

このことについて、別紙のとおり回答いたします。

茂木町役場

企画課

TEL 0285-63-5619

FAX 0285-63-0459

(別紙)

市町名： 茂木町

(担当課) 企画課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0285-63-5619

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

市建第159号
平成28年6月27日

栃木県知事 福田富一 様

市貝町長 人野 正明



「思川開発事業の検証に係る検討報告書」原案(案)に対する意見について

平成28年6月24日付砂水第27号にて照会のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

市町名： 市貝町
(担当課) 建設課
(担当者) XXXXXXXXXX
(TEL) 0285-68-1117

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」 (原案) 案
に対する意見について (回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

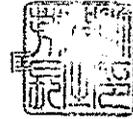
(意見)



芳企第45号
平成28年6月29日

栃木県知事 様

芳賀町長 見目



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

標記について別紙のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

芳賀町総務企画部企画課

TEL 028-677-6012

FAX 028-677-3123

(別紙)

市町名： 芳賀町

(担当課) 企画課

(担当者)

(TEL) 028-677-6012

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

1. 意見なし

2. 意見あり

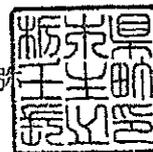
(意見)



壬政企第27号
平成28年6月28日

栃木県知事 様

壬生町長 小菅 一弥



「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する意見について(回答)

平成28年6月23日付け、砂水第27号にて照会のあった標題の件について、別添のとおり回答いたします。

担当：壬生町総務部総合政策課

TEL：0282-81-1813 FAX：0282-82-8262

E-mail：sougo@town.mibu.tochigi.jp

(別紙)

市町名：壬生町

(担当課) 総合政策課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0282-81-1813

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

(意見)



野政61号
平成28年6月28日

栃木県知事 福田 富一様

野木町長 真瀬 宏



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

平成28年6月23日付砂水第27号で照会のありましたことについて、別紙様式のとおり回答いたします。

野木町総合政策部政策課
TEL : 0280-57-4101



(別紙)

市町名： 野木町

(担当課) 総合政策部政策課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0280-57-4101

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

塩谷企第45号
平成28年7月1日

栃木県知事 福田 富一 様

塩谷町長 見 形 和 久



「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案に対する意見について
(回答)

標記の件につきまして、別紙の通り回答いたします。

塩谷町役場 企画調整課

TEL : 0287-45-1112 FAX : 0287-45-1840

MAIL : kikaku@town.shioya.tochigi.jp

(別紙)

市町名： 塩谷町

(担当課) 企画調整課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 0287-45-1112

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

① 意見なし

2. 意見あり

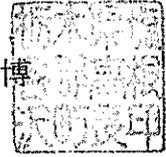
(意見)



高企第 42 号
平成 28 年 6 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一 様

高根沢町長 加 藤 公 博



「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について
（回答）

平成 28 年 6 月 23 日付け砂水第 27 号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 提出書類 「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について（回答）

高根沢町企画課

TEL 028-675-8102 FAX 028-675-2409

E-Mail keiei@town.takanezawa.tochigi.jp

(別紙)

市町名： 高根沢町

(担当課) 企画課

(担当者) XXXXXXXXXX

(TEL) 028-675-8102

「思川開発事業の検証に係る検討報告書」(原案)案
に対する意見について(回答)

※番号に○印をつけて下さい。意見がある場合には、□部分にご記入下さい。

①. 意見なし

2. 意見あり

(意見)

地政第503-3号

平成28年7月4日

国土交通省 関東地方整備局長 様

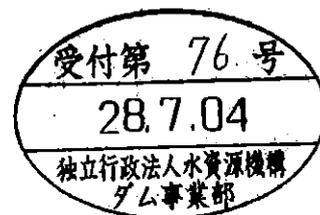
独立行政法人 水資源機構理事長 様

群馬県知事 大澤 正明



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平成28年6月22日付け国関整河計第24号、28ダ設第40号で協議の
あったこのことについて、別紙のとおり回答します。



(再評価)

【ダム事業】

<群馬県>

事業名	群馬県知事の意見
思川開発事業	思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案については、異議ありません。

土水政第232号
平成28年 6月30日

国土交通省 関東地方整備局長 }
独立行政法人 水資源機構理事長 } 様

埼玉県知事 上田 清司



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成28年6月22日付け国関整河計第24号及び28ダ設第40号で協議のありました標記の件について、別添のとおり回答します。



(再評価)

【ダム事業】

<埼玉県>

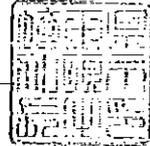
事業名	埼玉県知事の意見
思川開発事業	<p>「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」において示されたダム案を最も有利な案とする評価については、本県としては適切であると考えます。</p> <p>なお、対応方針(原案)のとおり事業を継続するに当たっては、徹底したコスト縮減と事業効果の早期発現に向けた工期短縮を図るよう求める。</p>



加治水第 51 号
平成28年6月27日

埼玉県知事 上田清司 様
(県土整備部河川砂防課扱い)

加須市長 大橋良



「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する
意見について(回答)

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

担当 加須市建設部治水課 ■■■■
電話 0480-62-1111
内線 ■■■■
E-mail chisui@city.kazo.lg.jp

(再評価)

【ダム事業】

(加須市)

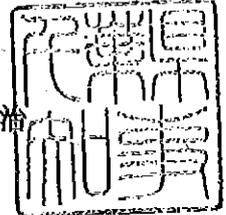
事業名	加須市長の意見
思川開発事業	対応方針（原案）案については、異存ありません



水 政 第 2 6 5 号
河 整 第 1 0 7 号
県 土 政 第 3 9 2 号
平 成 2 8 年 7 月 6 日

国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 長 様
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長 様

千 葉 県 知 事 鈴 木 栄 治



思 川 開 発 事 業 の 検 証 に 係 る 検 討 に 関 す る 意 見 聴 取 に つ い て (回 答)

平 成 2 8 年 6 月 2 2 日 付 け 国 関 整 河 計 第 2 4 号 ・ 2 8 夕 設 第 4 0 号 で 協 議 の あ っ た
こ の こ と に つ い て 、 別 紙 の と お り 回 答 し ま す 。

総 合 企 画 部 水 政 課

電 話 043-223-2273

E-mail suisei3@mz.pref.chiba.lg.jp

県 土 整 備 部 河 川 整 備 課

電 話 043-223-3172

E-mail kawakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp

県 土 整 備 部 県 土 整 備 政 策 課

電 話 043-223-3378

E-mail kendo2@mz.pref.chiba.lg.jp



(再評価)

【ダム事業】

<千葉県>

事業名	千葉県知事の意見
思川開発事業	<p>今回、客観的な基準による総合的な評価の結果、思川開発事業の現行ダム（案）が有利であることから、事業継続との結論に至ったことは妥当であると考えている。</p> <p>本県は、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、水環境を取り巻く気候の著しい変化に備え、安定した水源の早期確保は、大変重要なことと考えている。</p> <p>また、昨年9月に発生した関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊などがあり、治水対策について県民の関心も高まっているところである。</p> <p>最後に、事業実施にあたっては徹底したコスト縮減を図り、工期短縮に努め、1日も早く完成することを要望する。</p>

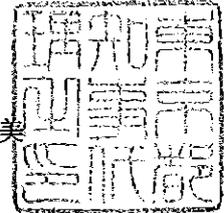


28都市政広第312号

平成28年7月4日

国土交通省 関東地方整備局長 殿
独立行政法人 水資源機構理事長 殿

東京都知事代理
副知事 安藤 立美



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について（回答）

平成28年6月22日付国関整河計第24号及び28ダ設第40号で意見聴取（協議）
のあった標記について、別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

【ダム事業】

<東京都>

事業名	東京都知事の意見
思川開発事業	<p>思川開発事業は、利根川水系における異常渇水時の緊急水の補給を含めた流水の正常な機能の維持や、洪水調節を図る上で大変重要な事業である。</p> <p>早期に工事を再開し、一日も早く事業を完了させること。</p> <p>また、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。</p>

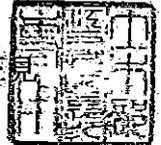
關係區意見



28土計送第 117号
平成28年 7月 1日

東京都知事代理 副知事
安藤 立美 殿

江戸川区長 多田 正



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について
（回答）

平成28年6月30日付、28都市政広第289号にて協議のあった標記の件については、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 回答 別添のとおり

連絡先

江戸川区土木部計画調整課

電話 03(5662)1885



(再評価)

【ダム事業】

<江戸川区>

事業名	江戸川区長の意見
思川開発事業	<p>思川開発事業を「継続」という報告書(原案)案については当然の結果である。江戸川最下流部のゼロメートル地帯である江戸川区は、思川開発事業の早期完成はもとより、スーパー堤防などの堤防強化を含めた治水対策の推進を下記のとおり強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>思川開発事業は、半世紀にわたる事業の積み重ねや地元の方々の耐えがたい苦勞の蓄積があり、それを無にすることは許されないことである。</p> <p>国土交通大臣は速やかに思川開発事業を「継続」する対応方針を決定し、早期の事業完成を目指し努力すべきである。</p>



28足都企収第757号

平成28年7月4日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美 様

足立区長

近藤 弥



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について（回答）

平成28年6月30日付、28都市政広第289号で照会のあった標記について、別紙
のとおり回答する。

（連絡先）

所属：企画調整課

担当：



(回答様式)

(再評価)

【ダム事業】

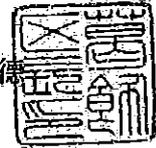
<足立区>

事業名	足立区長の意見
思川開発事業	<p>思川開発事業は、利根川水系における治水対策や異常渇水時の緊急水の補給を図る上で大変重要な事業である。近年、従来の想定を超えた豪雨が頻発しており、特に治水安全度の早期向上が不可欠であるため、下記のとおり強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 足立区を含めた「江東デルタ地帯」の治水安全度の向上のためには、利根川上流域における治水対策が不可欠である。これ以上長引かせずに確実に事業を完了させること。2. 事業中断以降の遅れを取り戻すため、予算の確保及び集中投資をするとともに、工期短縮に努めること。

28葛都調第181号
平成28年7月1日

東京都知事代理 副知事
安藤立美殿

葛飾区長
青木克徳



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）について（回答）

平成28年6月30日付都市政広第289号で、協議のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。



(回答様式)

(再評価)

【ダム事業】

<葛飾区>

事業名	葛飾区長の意見
思川開発事業	<p>本区は、満潮時には区内の約70%が海面下となる水害のリスクが高い地域であるため、思川開発事業は、洪水調節を図る上で大変重要な事業であると認識している。</p> <p>国には、早期に工事再開を強く望む。</p> <p>また、コスト縮減に努めると共に、工期短縮のためのあらゆる努力を行い、一刻も早く事業を完了させること。</p>

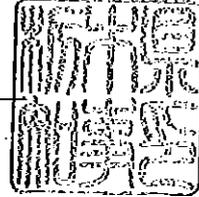


砂水第30号

平成28年 7月 1日

国土交通省 関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

栃木県知事 福田 富一



「思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（協議）」について（回答）

平成28年6月22日付け国関整河計第25号、28ダ設第41号にて関係利水者の意見聴取協議のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。



栃木県県土整備部砂防水資源課

TEL : 028-623-2565

FAX : 028-623-2456

Email : sabo-dam@pref.tochigi.lg.jp

【ダム事業】

<栃木県>

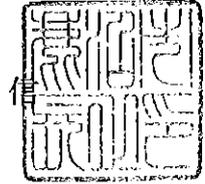
事業名	栃木県知事の意見
思川開発事業	<p>平成27年9月関東・東北豪雨により、栃木県内においては甚大な被害を受けた。</p> <p>思川開発事業は、利根川・思川の治水安全度の向上とともに、将来的に安定した都市用水の供給や、異常渇水時の緊急水の補給を含む流水の正常な機能の維持のために必要不可欠な事業である。</p> <p>よって、思川開発事業を継続するとの対応方針(原案)案は、妥当である。事業の実施にあたっては、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 速やかに事業を継続する対応方針を決定し、一刻も早く事業を完成させること。 2 ダム建設に伴う生活関連事業についても、早期に完成させること。 3 より一層のコスト縮減を図り、現行事業費内で完成させること。



総第141号
平成28年6月27日

国土交通省 関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

鹿沼市長 佐藤



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年6月22日付け国関整河計第25号、28ダ設第41号で協議の
ありました標題の件について、別紙のとおり回答いたします。

〒322-8601

栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市総務部水資源対策課

Tel 0289-63-2263

Fax 0289-63-2143



(再評価)

(回答様式)

【ダム事業】

<栃木県鹿沼市>

事業名	鹿沼市長の意見
思川開発事業	<p>(これまでの経緯と現状について)</p> <ul style="list-style-type: none">・鹿沼市は、南摩ダムの建設予定地のため、昭和44年の調査開始以来、関係地域の住民は、大変な苦勞をしてきた。長年に渡り協議を重ね、苦渋の決断の末に、住民80世帯の移転がなされた。・しかし、ダム検証が始まって以降、6年半もの間、対応方針が決定されないため、本体工事のみならず、水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業は遅れており、地域住民は事業の先行きに不安を募らせている。・また、昨年の関東・東北豪雨では、鹿沼市内でも甚大な被害が発生した。ダム予定地直下の南摩川においても大きな被害を受けており、安全な暮らしへの要望は高まっている。 <p>(要望)</p> <ul style="list-style-type: none">・鹿沼市としては、「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」のとおり、早期に対応方針を決定し、速やかに事業を進めていただきたい。・併せて、水源地域と取水導水地域における生活再建事業についても、確実な実施と早期完了を要望するとともに、住民及び鹿沼市が不利益を被ることのないよう、対応いただきたい。・また、事業を進める際は、より一層のコスト削減に努めるとともに、工事現場周辺及び周辺道路の安全確保、騒音対策に努め、周辺住民の生活に対して配慮いただくよう、お願いしたい。



小水第141号
平成28年7月5日

国土交通省 関東地方整備局長 様

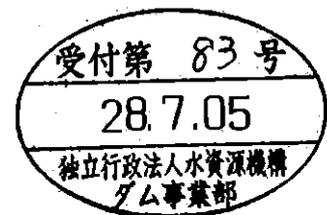
独立行政法人 水資源機構理事長 様

小山市長 大久保 寿夫



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成28年6月22日付け国関整河計第25号及び28ダ設第41号において協議のありました表記の件につきまして別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

【ダム事業】

(小山市)

事業名	小山市長の意見
思川開発事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小山市は現在、思川から 0.524 m³/s の水道用水を取水し、うち 0.114 m³/s は、暫定水利権です。総合評価において、ダム案が最も有利な案であると示されましたので、安定した取水量を確保できますよう早期に事業の再開をしていただきたい。 2. 一方、事業費につきましては、増額されることがないように、一層のコスト縮減に努めていただくことを要望します。 3. さらに、これまでの検証に伴う費用につきましては、利水者に負担を求めるのではなく、国において負担していただくようお願いします。 4. 加えて、昨年9月の関東・東北豪雨において小山市は、史上最大の水害に見舞われました。小山市の中心を流れる思川の乙女水位観測地点においては、洪水は計画高水位を13時間連続して超え、ピーク時は計画高水位を1.21m超える状況でした。堤防は奇跡的に破堤せず、大惨事は免れましたが、小山市では現在、国・県の協力を頂きながら「排水強化対策」を策定中です。二度とこの様な水害の起こることのない安全安心なまちづくりのため、小山市のこの「排水強化対策」に対する国のご支援をよろしく願いいたします。



古水第146号
平成28年6月30日

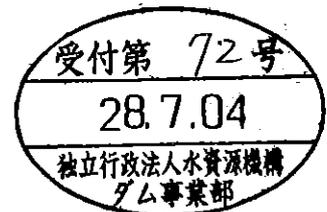
国土交通省 関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

茨城県古河市長 菅谷 憲一郎



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見について

平成28年6月22日付け 国関整河計第25号及び28ダ設第41号により意見を求められた、思川開発事業の検証に係る検討に関する意見について、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、別紙回答様式にて意見書を提出します。



(再評価)

【ダム事業】

<茨城県>

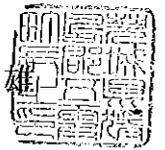
事業名	茨城県古河市長の意見
思川開発事業	思川開発事業は、本市にとって安定水利権を確保するための重要な事業であり、事業継続の対応方針を決定し、早期に事業を完成していただきたい。 また、事業実施に当たっては、遅延によるコスト増は国負担とし、更なるコスト縮減に努められるよう要望いたします。

五上第 50 号
平成 28 年 7 月 4 日

国土交通省 関東地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

五霞町長 染 谷 森



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

標記の件について下記のとおり提出いたします。

記

(回答様式) 1 部



(再評価)

(回答様式)

【ダム事業】

【五霞町】

事業名	五霞町長の意見
思川開発事業	「思川開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に基づき、ダム本体工事が早期着工できるように事業が推進されることを望みます。 ただし、コスト縮減はその都度考慮するものとし、更なる削減に努めていただきたい。

企局企第124号
平成28年7月4日

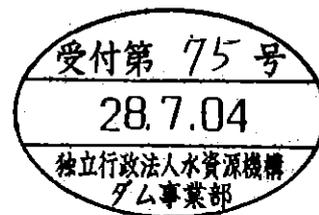
国土交通省 関東地方整備局長 }
独立行政法人 水資源機構理事長 } 様

埼玉県公営企業管理者



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取（回答）

平成28年6月22日付け国関整河計第25号及び28ダ設第41号で協議の
あった件について、別紙のとおり回答します。



(再評価)

【ダム事業】

<埼玉県企業局>

事業名	埼玉県公営企業管理者の意見
思川開発事業	<p>総合的な評価の結果、ダム案が最も有利であり事業継続が妥当であるとの対応方針(原案)が示されたが、速やかに対応方針を決定していただきたい。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、利水者負担の軽減と利水効果の早期発現に向けて、徹底したコスト縮減と工期短縮に努めていただきたい。</p>



北水企業第115号

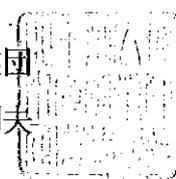
平成28年6月30日

国土交通省 関東地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

北千葉広域水道企業団

企業長 飛山 利夫



思川開発事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成28年6月22日付け国関整河計第25号及び28ダ設第41号で協議のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。



(再評価)

【ダム事業】

〈北千葉広域水道企業団〉

事業名	北千葉広域水道企業団企業長の意見
思川開発事業	<p>1 思川開発事業は当企業団にとって利水上必要不可欠な水源であることから、「対応方針（原案）」のとおり事業を継続していただきたい。</p> <p>また、ダム本体工事については、一刻も早く着手されるよう強く要請します。</p> <p>2 建設事業費については、さらなるコスト縮減を図り、現行総事業費内で完成させていただきたい。</p>